

「みずしん年金定期預金」規定

第1条（預入れ金額等）

- (1) この預金の預入れは、1,000円以上200万円以内（1円単位）とします。

第2条（自動継続）

- (1) この預金は、満期日に前回と期間が同一の「スーパー定期預金」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における金額・期間が同一の「スーパー定期預金」の店頭表示利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) この預金の一部支払いはできません。

第3条（中途解約時の取扱い）

満期日以前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに払戻します。

- (1) ① 預入日から6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率
② 預入日から6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
- (2) 上記（1）の中途解約利率は、初回の満期日まで適用いたします。初回満期日以降自動継続した定期預金は、当金庫の定める「スーパー定期預金」の中途解約利率を適用いたします。

第4条（相続開始時の取扱い）

本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

第5条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当金庫の他の規定、規則等当金庫の定めるところによるものとします。当金庫の他の規定、規則等は、当金庫所定の方法により告知します。

第6条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

【2025年4月1日現在】